令和７年第１回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

１．開催日時　令和７年３月７日
１．開催場所　西予市議会第２委員会室
１．開　　会　令和７年３月７日
　　午前８時５８分
１．散　　会　令和７年３月７日
　　午後３時４５分
１．出　席　委　員
　委員長　　中村　一雅
　副委員長　酒井　宇之吉
　委員　　大森　揚子
　委員　　加藤　美香
　委員　　源　　正樹
１．欠　席　委　員
　委員　　小玉　忠重
１．出席説明員
　生活福祉部長
　兼福祉事務所長　　長野　静香
　市民課長　　兵頭　俊也
　人権啓発課長　　浅井　裕史
　環境衛生課長　　大塚　義導
　健康づくり推進課長　　松本　豊和
　子育て支援課長　　末盛　桂子
　市民課長補佐　　二宮　国男
　市民課長補佐　　河野　貴之
　市民課係長　　二宮　夕子
　市民課係長　　小野　　恵
　市民課係長　　松田　　望
　人権啓発課長補佐　　崎本　周作
　人権啓発課係長　　二宮　瑞代
　環境衛生課長補佐　　武内幸希典
　環境衛生課長補佐　　紀伊野勇人
　環境衛生課係長　　三好　進祐
　健康づくり推進課補佐　　薬師寺ふみ
　健康づくり推進課保健師長　　宇都宮弥生
　健康づくり推進課主任保健師　　山本　晶子
　健康づくり推進課主任管理栄養士　　松田美加子
　健康づくり推進課係長　　芝　　陽介
　子育て支援課長補佐　　信宮　佳子
　子育て支援課長補佐　　兵頭　栄治
　子育て支援課統括支援員　　岡中　栄子
　子育て支援課係長　　佐々木ちひろ
　子育て支援課係長　　播間真理子
　三瓶支所地域生活課
　課長補佐　　田中　長治
　三瓶支所地域生活課
　主査　　菊池奈緒子
　城川支所地域生活課
　係長　　中村　光男
１．出席議会事務局職員
　書記　　脇本　美登利
１．会議に付した事件
議案第18号　西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第19号　西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第40号　令和７年度西予市一般会計予算
議案第42号　令和７年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第43号　令和７年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
１．会　議　の　経　過　　別紙のとおり

開会　午前８時58分

〇酒井副委員長

これより令和７年第１回厚生常任委員会を開会いたします。

まず初めに委員長より御挨拶があります。

〇中村委員長

委員長が挨拶を行う。

〇酒井副委員長

次に、長野生活福祉部長兼福祉事務所長より挨拶をお願いいたします。

〇長野生活福祉部長兼福祉事務所長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

〇酒井副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。また、委員会への携帯電話の持込みは御遠慮ください。それではこれより審査を行います。

【生活福祉部】

【人権啓発課】

〇中村委員長

それでは早速議案審査に入りたいと思います。

まず、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」人権啓発課所管分について、担当課長の説明を求めます。

〇浅井人権啓発課長

それではただいまから、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち人権啓発課所管分について予算に基づき、御説明申し上げます。

それではまず歳出から行います。

歳出予算は 80 ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、２目社会福祉、社会福祉施設費 2050 万 3000 円のうち、人権啓発課所管事業として、宇和ふれあいセンター管理運営事業に 303 万円、宇和小森会館管理運営事業に 285 万 1000 円を計上しております。隣保館２館の事業実施に係る経費でございます。事業内容としましては、各種講座の開催及び講座ごとの人権学習を実施しております。そして訪問相談、各種大会や研修会などの参加、そして人権相談の開設、施設維持の管理費でございます。なおこの事業ですが、地域改善事業費補助要綱に基づきまして、補助対象となる事業でございます。これを積極的に実施しており、約７割の補助金で、これらを賄っております。

次に、会計年度職員の給与費でございますが、宇和ふれあいセンター管理事業費には 719 万 2000 円、これは会計年度職員２名分の報酬等についてでございます。同じく、小森会館の管理運営事業費の会計年度職員の方々の報酬として 550 万 2000 円を計上しております。２人は、館長と職員１名の報酬等でございます。この会計年度職員の賃金、費用弁償についても、補助対象の事業となっております。

次に 85 ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、６目男女共同参画費 10 万 3000 円を計上しております。この男女共同参画事業では、啓発資料のチラシ作成や、教材等の購入予算費でございます。

次に、７目人権対策費 4433 万 1000 円を計上しております。この事業内容でございますが、人権対策費に、必要な分としまして 707 万 3000 円を組んでおりますが、これは人権啓発課の各種事業の推進に必要な報償金や、消耗品、使用料として計上して、負担金及び補助金につきましては、各種団体への負担金は 34 万 7000 円、そして愛媛県人権対策協議会西予支部補助金としましては 560 万円を計上しております。なお、この予算内に補助事業、人権啓発委託事業を含んでおります。この補助事業でございますが、市内の子どもたちに人権について考える機会を与えるために人権の花運動を行い、生命の尊さに触れることにより、人権尊重思想の普及、高揚を図ることを目的としております。

次に、85 ページにあるんですが、改良住宅事業費に 154 万 3000 円を計上しております。この件につきましては、建物の管理や家賃収納につきましては、建設課に移管しております。人権啓発課では、入居者の方々の入退去の手続や住宅に関する相談等を行っておりますので、予算的には、建設課に移管しております。

次に、住宅新築資金等貸付金償還事業に 5 万 4000 円を計上しております。これは、昭和 40 年代に同和対策事業の一環として貸付を行い、住宅資金等の貸付を行っておりますが、その償還業務でございます。この償還業務のために、消耗品と郵券料の予算を組まさせていただいておるところです。

次に、会計年度任用職員の給与費でございます。

人権対策事業費になるんですが、これにつきましては 763 万 2000 円を計上しております。人権啓発課内に会計年度任用職員として、人権啓発指導員という方が３名おられます。その報償費でございます。現在は、指導員３名が本庁勤務で指導されております。

次に、87 ページをお開きください。

8 目人権教育費 515 万 7000 円を計上しております。この人権教育事業につきましては、主に人権教育協議会西予支部への補助金でございます。500 万円を交付して、人権同和教育の推進を図っております。この補助金で、27 の地域づくり活動センターを中心にしました、地区別人権学習会、そして市内の小中学校 17 校それぞれの、学校校区別での校区別人権同和教育学習会を開催しております。また人権の集いもあわせて開催しております。そのほかには全国や四国、県主催の研修会や大会への参加費、そのほかとしましては、人権学びや講演会、これは年間５回しております。そして人権コンサート等の開催や、新たな取組としましては、児童生徒の人権ポスター、また標語をもとにしまして、人権作品カレンダーを作成しております。また特色ある取組としては、元ハンセン病患者の詩人の塔和子さんの顕彰事業として、国立療養所大島青松園を訪問する事業も展開しており、バスの借上等もここの予算に含まれております。

次に、歳入について説明させてください。

歳入予算につきましては、20 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項 2 目 1 節社会福祉使用料としまして、宇和ふれあいセンター使用料 5 万 3000 円を計上しております。

次に 30 ページをお開きください。

15 款県支出金、1 項県負担金、6 目 2 節社会教育費県負担金でございます。地域改善対策高等学校等奨学金事務市町交付金でございます。これは、奨学金事業の説明会や、奨学金滞納者の方々への世帯訪問に対する交付金、これが 2 万 5000 円計上しております。

同じく、2 項県補助金、2 目 1 節社会福祉費県補助金のうち、地域交流促進事業費県補助金 89 万 1000 円とあわせて、隣保館運営費補助金 930 万 4000 円、これらはいずれも隣保館の運営に対する県の補助金でございます。宇和ふれあいセンター管理運営事業と宇和小森会館管理運営事業に、これらを充てております。補助率は、約 70％でございます。

次に、34 ページを被御覧ください。

15 県支出金、3 項 2 目 1 節、人権啓発活動費委託金 15 万 2000 円、これは、人権啓発活動費に係る県の委託金であります。これを人権の花運動に充てておるものでございます。

次に、40 ページを御覧ください。

20 款諸収入、3 項 1 目 15 節住宅新築資金等貸付金元利収入 135 万円でございます。これは、住宅資金等の貸付金に対する、過年度分の徴収金を計上しております。

以上で、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇中村委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより議案審査に入ります。

委員の皆様から御質疑を賜りたいと思います。

〇源委員

先ほど説明いただきました、予算書 85 ページの対策事業のうちの人権の花運動、具体的にどういったことをされてるのか説明を願います。

〇浅井人権啓発課長

人権の花運動でございますが、これは市内の小学校や中学校、そして幼稚園、保育園がございますが、学校を市内５つ指定させていただきまして、子どもたちに人権の花、苗を育てていただきます。育てた花を、市関係、近くの施設の、例えば郵便局だったり支所だったり、その他、関係する公共団体のところに、小学生、中学生、育てた子どもさんが、この花私たちで育てました、いろいろお役立てくださいということをお伝えして、育てた花を、なんて言いますかね、人権にいかすといいますか、そういう事業でございます。

〇源委員

ありがとうございます。よく分かりました。

次に 87 ページの人権教育事業、先ほど大島青松園の話が説明の中であったと思うんですが、例えば来年度、令和７年度訪問するための費用という説明があったと思うんですけれども、どれぐらいの人数で訪問されるのか、そういったことが分かりましたら説明をお願いします。

〇浅井人権啓発課長

大島青松園の訪問事業でございますが、基本的には夏休みに行きます。なぜかといいますと、市内の中学生、高校生、そして一般の方々を対象としておるんですけど、まず子どもたちが行きやすいために夏に行きます。そして、大体人数は30人前後でいきます。

そして、大島青松園を訪れることによって、元ハンセン病患者の方がそこにまだ住まわれております。大島青松園につきましては、約今 30 名、多いときには700名以上おったそうなんですけど、今30名です。平均年齢ももう86歳です。実際にそこで差別を、偏見を受けて、隔離を余儀なくされた方々が、まだそこにいらっしゃる。その方々が収容された場所とその方々に会って話をすること、これがとても大事だと思います。そのためにも、子どもたち、また私たちにも、生きた教育として、そこに行くことによって、どうしてこういう差別が、偏見が起きたのかということを学ぶ本当にいい機会であります。

またあわせて、行って帰ってだけでなく、機会があったら、昨年はやったんですけど、高校生による大島青松園に訪れての報告会をやりました。とてもいい会だったなと思いますので、大島青松園の訪問は、今後もできる限りは続けていきたいなと思う事業でございます。

〇中村委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〇加藤委員

80ページの宇和ふれあいセンター管理運営事業303 万円の件なんですけれども、内容としては、人権学習の講座開催とかそういう事業をされるっていうことなんですが、このふれあいセンターなんですけれども、かなり古くなっておりまして、ここを使っておられるメンバーは大体決まってる方が多くて高齢化しており、トイレが全然お年寄りが使えない状態のトイレになっているのでということで、要望がかなり出てたと思うんですけれども、今回はそういうことには使われてないようなんですが、今後何か検討されてるんでしょうか。

〇浅井人権啓発課長

その件につきましては、私たちも利用者の方々から、そういう声がありますので、改修する方向でおります。今年度も一応、財政課のほうにトイレの改修については、協議させていただいたんですが、結論から言いますと、トイレの改修が約200 万円程度です。先ほどありました県の補助対象事業として改修するためには、経費500万円以上が対象となります。そこで、もう１年だけ利用者の方には御不便をいただくことになるんですけど、令和８年度にあわせてＬＥＤ化の改修事業があるので、それと合わせたら500万円以上のお金が必要になりますので、あわせてやると約 70％程度の補助対象となるので、令和８年度にこのトイレの改修は、させていただいたらと思っております。

〇中村委員長

よろしいですか。

ほかに御質問御意見ございませんか。

〇酒井副委員長

お尋ねするんですが、小森会館とふれあいセンターの需用費が上がってるんですが、こちらの社会福祉施設のほうに、その需用費は、その分は入ってるんですか。

〇浅井人権啓発課長

おっしゃるとおり入っております。

〇酒井副委員長

そしたら、人権対策費の中に、10 需用費の修繕料が入ってるんですが、この修繕料はどこを直す修繕料なんですか。ページは 86 ページの需用費に 102 万 1000 円が上がってるんですが、この修繕料は、例えば人権対策費の中に項目としては、改良住宅の修繕料がその中に入ってるんかなということを感じたんですけども、その点はどうでしょう。

〇浅井人権啓発課長

御質問の件ですが、この修繕料は、改良住宅が宇和に３カ所、三瓶に３カ所、野村１カ所あります。そこの改良住宅に住まわれておる方々の、住宅に、修繕をする必要があった場合の費用で、修繕費でございます。

〇酒井副委員長

それから言えば、光熱水費の 8 万 8000 円というのは少ないんじゃないかと思うんですけども、これだけしか使ってないんですか。

〇浅井人権啓発課長

光熱水費の部分は、改良住宅の光熱費ではなく、施設の集会所がまだ数カ所、教育集会所がありまして光熱水費でございます。

〇酒井副委員長

集会所についての場所と、どこにあるかだけ教えてください。

〇浅井人権啓発課長

この光熱費を支払っている集会所につきましては、新定集会所というところがあるんですけど、明石の近くに１カ所だけです。

〇酒井副委員長

集会所はどのように使ってるんですか。

〇浅井人権啓発課長

隣保館事業の中にありますが、珠算教室という、島岩先生が長年やっておられるそろばん教室、週に２回、現在は使われております。

〇中村委員長

ほかに御質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

〇中村委員長

特にないようですので、これで審査を終結といたします。

採決を行います。

委員の皆様にお諮りいたします。

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」人権啓発課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、当委員会としては、可決と決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩　午前９時 27 分）

【環境衛生課】

〇中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 31 分）

続いて、議案第 18 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

〇大塚環境衛生課長

説明につきましては、紀伊野補佐から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇紀伊野環境衛生課長補佐

議案第 18 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般廃棄物処理手数料のうち、指定ごみ袋に係る手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

当市では、可燃ごみの焼却処理を八幡浜市に委託しており、搬入量に応じた委託料を支払っております。この委託料は、３年ごとに見直しが行われていますが、修繕料及び人件費等の高騰により、来年度以降、市の負担が１トン当たり２万8000円から 4 万 3800 円へ大幅に増加する見込みとなっています。合併以降、市民の皆様のごみ分別への御協力により、可燃ごみの削減に努めていただき、搬入量も減少しており、手数料の改定を見送ってまいりました。しかしながら、このたびの委託料の大幅な増額に伴い、増加する処理費用の一部を市民の皆さんにも御負担いただくこととし、令和７年 10 月より、指定ごみ袋に係る手数料を容量１リットル当たり 1.2 円に統一し、大 45 リットルの袋は１枚当たり 40 円から 54 円に、中 30 リットルの袋は１枚当たり 30 円から 36 円に、小 20 リットルの袋は１枚当たり 20 円から 24 円に改定させていただくものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〇中村委員長

紀伊野課長補佐の説明は終わりました。

これより議案審査に入ります。

委員の皆様より、御質問御意見賜りたいと思います。

〇加藤委員

このごみ袋の値段なんですけれども、長くごみ袋の値段上げてなかったと思うんで、やはり少し上げることによって、ごみは逆に減るんではないか、高くなればごみの量がちょっと減るので、清掃センター、八幡浜に出す分の値段も下がってくるんではないかと思うんで、それはいいと思うんですけども、近隣の袋の値段はどのぐらいになってるのか教えてください。

〇紀伊野環境衛生課長補佐

今ほどの質疑に対して、三好係長のほうに答弁させてよろしいでしょうか。

〇中村委員長

許可します。

〇三好環境衛生課係長

県内のごみ袋の状況ですが、やはりその値段が

高いところ、松山市になりますと指定ごみ袋そのものがない、こういった自治体もございます。ただ、おおむね西予市が上げる前の価格、大 45 リットルで 40 円、中 30 リットル 30 円、小 20 リットル 20 円、こういった金額で設定されてるところが多々あります。

○加藤委員

確認なんですけれども、他の市町村は、今の現状の西予市の値段ぐらいになるということですか。西予市だけがちょっと上がるっていうような感じの解釈でよろしいですか。

〔説明員から「はい」の声あり〕

○加藤委員

分かりました。

○中村委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

○酒井副委員長

関連でございますけれども、委託料が上がる、３年ごとの見直しで上がるということなんですが、これによって西予市のごみ袋の代金が上がるわけです。八幡浜市はどういうような対処をしてるわけですか。そういう形ですると、八幡浜市も何らかの形で、お互いが負担をし合いするわけで、固定費があるわけで、そして人口減で、ごみの搬出量が少なくなっておりますんで、絶対量が少なくなりますと、八幡浜の処理場については、費用はそれだけ単価が上がってくるわけです、全体的に。その分で、西予市にそれだけの部分をたくさん持ってきて、八幡浜市は今までどおりっていうのは、私は腑に落ちないと思うんですが、何らかの対策をとってるか、分かっておられますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 37 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 43 分）

○三好環境衛生課係長

先ほどの御質問なんですが、基本的にごみの負担金、これに関しましてはごみの搬入量で案分されておりますので、３市町ともそれぞれきちんとお支払いするという形になります。そして、それぞれのごみ袋の料金になりますが、これに関しましては、やはりその各自治体の状況がございますので、今回西予市に関しましては、委託料が上がるということで改定ということでさせていただいております。

○酒井副委員長

それで 40 円から 54 円、30 円から 36 円、20 円から 24 円上がるわけでございますが、その中で、発注した分は全部売れたとして、どれだけの値上がり差益がありますか。

○三好環境衛生課係長

今回手数料のほうを１円から 1.2 円という改定することになっております。この１円を 1.2 円とすることによって、実績換算となりますが、令和５年度実績で計算しますと約 1300 万円ほどの歳入増ということを予定しております。

○酒井副委員長

ごみ処理の形の中で 1300 万円を市民に負担をしていただくと、こういうことでいいんですね。はい、分かりました。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 45 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 50 分）

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

このごみ袋の件なんですけれども、ごみ袋にＣＭといいますか、ごみ袋の外にスポンサー的なものが入ってるんですが、あれは毎年変わってるようなんですけれども、どういう形で募っているのか教えてください。

○三好環境衛生課係長

ごみ袋の広告、これに関しましては、広報のほうで募集はさせていただいてます。また、ホームページでも募集させていただいており、例年出していただいてる業者には別途御案内をさしていただいております。

○加藤委員

スポンサーの方から、市に幾らかお支払いされてるんじゃないかと思うんですけれども、それは年間どれぐらいになってるのか教えてください。

○三好環境衛生課係長

それぞれを足しますと、３社ございまして、大体年間 27 万円ほどなっております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

それとですね、ごみを出せない方に対して、市

が何かサービスをされているんではないかと思うんですけれども、その辺の手数料は、どれぐらい年間入っているのか、ちょっと関連になるかもしれませんが教えてください。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 53 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前９時 53 分）

○三好環境衛生課係長

ふれあい収集の年間の手数料なんですが、１回当たり 100 円徴収させていただいておりまして、令和５年度で 27 万 3600 円いただいております。

○中村委員長

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特に質疑がないようでございますので、これで質疑は終結とさせていただきます。

採決に移ります。

議案第 18 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって当委員会としては、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前９時 54 分）

○中村委員長

再開いたします。（再開　午前９時 55 分）

続いて、議案第 19 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

説明につきましては先ほどと同じように、紀伊野課長補佐のほうから説明をさせていただきます。

○紀伊野環境衛生課長補佐

それでは、議案第 19 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市にございます、４つの火葬場のうち、利用の実績や老朽化等を踏まえ、城川帰楽苑の共用を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本市には、明浜町を除いた各町に１カ所ずつ火葬場がございます。いずれも建設から 25 年から 40 年が経過しており、建物の老朽化と火葬炉の機能面の低下も危惧されることから、「西予市斎場の今後の在り方検討委員会」を設置し、本市における斎場の在り方について検討を進めてまいりました。その中で、昨今の葬儀の形態の変化により、城川町においても、これまでは自宅や集会所等で葬儀が行われておりましたが、現在は、大半の方が葬祭場のある野村町にて葬儀を行われ、火葬場も野村浄香苑を利用されるようになっております。そのため、帰楽苑の火葬実績は過去３カ年の平均で、僅か 5.6 件となっており、利用率は 0.5％を下回り、ほぼ稼働していない状況となっております。こうした状況から、検討委員会において、城川帰楽苑の廃止について、現地視察や城川総務区長会における意見等も参考に、審議、検討いただき、利用状況から、城川帰楽苑は令和６年度をもって廃止とすることとの意見書の提出がありました。

このようなことから、市としまして、供用の廃止を決定し、城川帰楽苑の項を削るほか、所要の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

紀伊野課長補佐の説明は終わりました。

これより議案審査に入ります。

御質疑はございませんでしょうか。

○酒井副委員長

あとの３施設の初年度設置年月日と経過年数を教えてください。

○紀伊野環境衛生課長補佐

野村浄香苑が昭和 59 年度建築で 40 年経過、宇和光浄苑が平成３年度建築で 33 年経過、三瓶清流苑が平成 11 年度建築で 25 年経過となっております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

火葬場について、何年か前に炉の補修をしたとお聞きしました。何年に補修をされていて、その金額等どのような補修かを教えてください。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 00 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 01 分）

○武内環境衛生課長補佐

城川帰楽苑の修繕でございますが、令和２年に 120 万円の修繕を行っており、その後、令和３年に 67 万円のバーナー改修をしております。それ以降の修繕はございません。

○大森委員

地元の意向はどのようになってるんでしょうか。廃止についての。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 02 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 07 分）

○武内環境衛生課長補佐

先ほど御説明をさせていただきましたとおり、11 月に城川帰楽苑の廃止につきまして、城川総務区長会において意見等を聞きまして、それを参考に審議検討を進めたということでございます。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 19 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」委員の皆様賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって、当委員会としては、議案第 19 号は可決と決定いたしました。

続いて議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、環境衛生課所管分について、担当課長補佐の説明を求めます。

○紀伊野環境衛生課長補佐

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分について説明させていただきます。

歳入歳出別の当初予算につきましては、皆様に配付しております、環境衛生課令和７年度当初予算説明資料にまとめております。

それでは、歳入予算から説明させていただきます。

資料の歳入予算資料を御確認ください。なお、各予算科目における予算書の該当ページは、資料の備考欄に記載しておりますので、あわせて御確認ください。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（午前 10 時 10 分）

○中村委員長

再開を告げる。（午前 10 時 11 分）

○紀伊野環境衛生課長補佐

令和７年度の当課に係る歳入予算の総額は 1 億 1257 万 4000 円となっており、令和６年度と比較して 65 万 7000 円の減額となります。

歳入予算の内訳を科目別に説明いたします。

13 款使用料及び手数料のうち、1 項使用料、3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料が 1966 万円、2 項手数料、2 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料及び 2 節清掃手数料の合計が 6808 万 8000 円、15 款県支出金のうち、2 項県補助金、3 目衛生費補助金、1 節保健衛生費県補助金の合計が 71 万 7000 円、3 項県委託金、7 目衛生費委託金、1 節保健衛生費委託金 1000 円、16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子 2 万 1000 円、18 款繰入金、2 項基金繰入金 179 万 8000 円、20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入の合計が 2228 万 9000 円となっております。これらの各予算の増減理由は、資料に記載しておりますとおりですが、特に説明が必要な科目について、増減理由を説明させていただきます。

まず、13 款使用料及び手数料のうち 1 項使用料、3 目衛生手数料、1 節保健衛生使用料の中の西予市衛生センター使用料ですが、過去の実績を精査し算出した結果 138 万円の増額。次に、2 項手数料、2 目衛生手数料、2 節清掃手数料の中の可燃ごみ処理手数料について、指定ごみ袋に係る手数料の改定により 408 万 8000 円の増額。次に、15 款県支出金のうち、2 項県補助金、3 目衛生費補助金、1 節保健衛生費県補助金の中の、新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費県補助金については、歳出予算で説明を行いますが、令和４年度から家庭用燃料電池及び蓄電池の補助制度を行っておりますが、実績を踏まえた件数とし、それに伴う県からの補助金となっております。

次に、20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入のうち、再資源売却収入については、金属類の売却価格が高値で推移しており 13 万 7000 円の増額としております。また、再商品化合理化拠出金については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、資源売却価格が高値で推移し、有償拠出金が増加傾向となっており 163 万 1000 円の増額。

続いて、歳出予算について説明させていただきます。

資料の歳出予算資料を御覧ください。

なお、こちらも各事務事業における予算書の該当ページを備考欄に記載しておりますので、あわせて御確認ください。

当課に係る歳出予算の総額は 9 億 8950 万 2000円となっております。令和６年度と比較して 1 億 6330 万 6000 円の増額となります。予算額の内訳を科目別に説明しますと、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費では、上下水道課所管予算を除く当課分として 7773 万 2000 円となっており、令和６年度と比較しますと956万7000円の減額となります。

主な増減理由でございますが、環境衛生費庶務事業については、肱川水系の河川水分析業務について、県及び近隣市町の状況等を鑑み委託料を減額、その他、業務精査等にて 25 万 2000 円の減額、公衆トイレ維持管理事業、犬（ねこ）愛護事業については、電気料や郵便料の微増はございますが、ほぼ昨年と同額となっております。田園ロマンの里づくり推進事業については、環境保全施設の軽微な修繕等により 20 万 1000 円の増額、環境保全推進事業については、令和６年度予算で、西予市地球温暖化対策実行計画区域施策編策定委託料 1157 万 2000 円等を計上しておりましたが、計画策定に至り、その分が減額となります。また、同事務事業において、新エネルギー設備等導入補助金を計上しており、市民が設置する家庭用の燃料電池、蓄電池の設置費用の一部を補助するものですが、ニーズがあることから 102 万 5000 円を増額しております。当該事務事業としては、前年比 1055 万 6000 円の減額となっております。また、当課の職員給与費としまして、正職員７人分を計上しております。ただし、この分は、総務課所管の予算となっております。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目葬祭費では 5492 万 2000 円となっており、令和６年度予算と比較しますと 672 万円の増額となります。その中で、主な増減理由としましては、市営墓地管理運営事業では、宇和町卯之町一丁目にある卯之町霊園の雑木の伐採費用等により 61 万 5000 円の増額としております。

宇和光浄苑管理運営事業では、火葬炉整備修繕工事として670万1000円の増額としております。

続いて、野村町公園管理運営事業については、修繕料の減額により 227 万 6000 円の減額となっております。

城川帰楽苑管理運営事業については、施設の供用廃止に伴い予算計上はございません。

三瓶清流苑管理運営事業については、火葬炉施設修繕工事により 296 万 9000 円の増額となっております。

続いて、会計年度任用職員給与費、野村浄香苑管理会計任用職員の給与費としまして、会計任用職員１人分を計上しております。野村浄香苑の清掃、伐採のみの作業となっており、野村産業建設課道路清掃会計年度任用職員兼務となっております。

次に、4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費では 7 億 2453 万 1000 円となっており、令和６年度予算と比較しますと 1 億 6782 万 9000 円の増額となります。

主な増減理由としましては、塵芥処理費庶務事業については、市指定ごみ収集袋作成費や資源ごみ集団回収活動奨励補助金などの実績を鑑み 425 万 6000 円の減額としております。

廃棄物処理委託事業については、可燃ごみ処理委託に係る八幡浜市への委託単価の改定、令和６年度過不足清算金の支出により 1 億 7847 万 5000 円の増額としております。

続いて、廃棄物収集運搬業務委託事業については、人件費等の上昇により、収集運搬に係る費用が増額しているものの、令和６年度に実施した宇和旧町地区の入札による減少があり 1097 万 4000 円の減額としております。続いて、宇和清掃センター管理運営事業については、電気料や車検手数料の増加により 33 万円の増額としております。

野村クリーンセンター管理運営事業については、高圧コンデンサにＰＣＢが含まれている可能性があることから、検査手数料を計上しており 82 万

9000 円の増額としております。

続いて、城川清掃センター管理運営事業について、プラスチック圧縮減容包装機の点検整備費を計上しており 136 万 7000 円の増額となっております。

続いて、会計年度任用職員給与費、宇和清掃センターの会計任用職員の給与費としまして、会計任用職員２人分の給与及び手当関係を計上しております。令和６年度予算と比較して 57 万 3000 円の増額となっております。

続いて、会計年度任用職員給与費城川清掃センター会計任用職員の給与費としまして、会計任用職員７人分の給与及び手当関係を計上しております。令和６年度予算と比較して 247 万 9000 円の増額となっております。

続いて、会計年度任用職員給与費のクリーンセンターの会計任用職員の給与費としまして、会計任用職員２人分の給与及び手当関係を計上しております。令和６年度予算と比較して 35 万 8000 円の増額となっております。

次に、4 款衛生費、2 項清掃費、3 目し尿処理費では 1 億 3229 万 6000 円となっており、令和６年度予算と比較しますと 168 万 2000 円の減額となります。主な減額の理由といたしましては、委託料の減額によるものです。

最後に、13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費の合計は 2 万 1000 円となっております。基金事業の目的についての説明は省略させていただきますが、予算は、基金利子による積立金となります。

以上で、歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

紀伊野課長補佐の説明は終わりました。

これより議案審査に移ります。

御質疑はございませんでしょうか。

○大森委員

衛生費の葬祭費についてなんですが、歳出です。衛生費の葬祭費で、野村浄香苑の管理運営事業が前年度よりも予算が減っているということで、先ほど説明を受けまして、修繕料の減額ということで、18 節 227 万 6000 円修繕料の減額ということで、この個々の修繕料ってのは普通増えるんじゃないかと思うんです。三瓶については、修繕料増額で予算が上がってます。野村の浄香苑の管理運営事業、先ほど修繕料の減額ということで説明を受けましたが、そこらの説明をもう一度お願いいたします。

○武内環境衛生課長補佐

西予市の所管する火葬場の修繕につきましては、部分、部分に修繕がかかります。昨年度、野村浄香苑の修繕につきましては、フィルターの交換と移動台車、ご遺体を火葬炉に運ぶ台車なんですけど、あれのメンテナンスをやるのに 300 万円ほどかかっております。その分の修繕が終わりまして、７年度分の予算につきましては、野村浄香苑は計画的に進める中で、修繕箇所がございませんので減額となります。来年度以降はまたその修繕計画に基づいて、炉の修繕とか、そういったものが入ってくる予定になっております。そして宇和光浄苑につきましては、今、大規模な何十年ぶりかの炉の修繕をしておりまして、工事運営費が大きくついております。三瓶につきましても、再燃室の内壁の修繕が必要というようなことで、来年度は修繕の増額となっております。以上のような形で、火葬炉についても、修繕が必要な箇所を計画的に、様子を見ながらメンテナンスして、増額、減額っていうのが発生します。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

死亡の火葬の収入の中に、市外が上がってなかったです。予算の中に、市外の２万円の分が上がっておりませんでした、１体も。そしてこういう死亡の火葬人数の様子はどういうように想定されて予算上げてるんですか。どれぐらい亡くなるかというやつです。

○武内環境衛生課長補佐

こちらにつきましては過去 10 年程度の実績に基づいて、火葬件数を把握しながら、予算を計上させていただいておるところでございます。

○酒井副委員長

予算収入の中で市外への２万円が１体も上がってなかったのと、そして昨年実績で、市外から頼まれたことがないのと、それから、市外に住居はあるけど、実家へ帰ってきてそこで死んだ場合に、火葬した場合はどういう処置の仕方をしているのかをお聞きします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前 10 時 30 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前 10 時 35 分）

○武内環境衛生課長補佐

この火葬の歳入の予算につきましては、西予市で定まっております火葬料にしたがって、市内・市外そういった金額を含めまして全て集計したもので予算を要求させていただいておるところでございますので含まれております。それで、市外の状況につきましては、昨年度で 29 件ございまして、市外の方は２万円というような形で収入をさせていただいております。その他死産であったり肢体という体の一部であったりの火葬料金もそれぞれ単価が設定されておりまして、執行しておるというような状況でございます。

○酒井副委員長

昨年の実績は分かりました。そして本年度の予算は、それに準じて上げているということでよろしいですか。

○武内環境衛生課長補佐

そのような状況でございます。

○酒井副委員長

増減は加味しないということで、了解しておきます。

もう１点お聞きしますが、城川の帰楽苑の跡地の問題をどのようにするかをお聞きするのと、総務区長会で、跡地の利用とかそういうことが出たか出ないかということをお聞きします。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

跡地の利用につきましては、今現在方向性は出ておりません。今後、解体等が必要になってくるかと思いますが、まだ、その段階には至っておりません。あと、総務区長会では、その跡地の利用についての御質問というか御意見も、特にいただいてはおりません。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○大森委員

歳出の衛生費の、西予衛生センター管理運営事業についてなんですが、委託料の減額という説明を受けました。何の委託料の減額になるんでしょうか。

○紀伊野課長補佐

委託料の減額ですが、こちらは、令和５年度から５年間のクボタとの長期継続委託契約を結んでおりまして、令和６年度の契約額が 1 億 3227 万 5000 円です。令和７年度については 1 億 3042 万 7000 円であり、前年度比として 184 万 8000 円の減となっております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

先ほどの条例改正とも絡むんですけど、当初予算比で見ると、いわゆる可燃ごみ処理委託料はほぼ倍。９月に補正組まれたから実質でいうと多分 1.3 倍ぐらいかなというふうに思うんですけど、令和６年度当初予算で可燃ごみ処理委託料 2 億 440 万円で今年度が 3 億 8314 万 1000 円、実質で言うとほぼ２倍。先ほど、ごみ袋の改定が今年の 10 月ということで半年近く期間を設けられてるんですけれども、先ほどゴミ袋の話があって、値段が上がるという話もあったけど、実質これだけ上がってるっていう現実を、今光熱水費が上がる中でこれから周知はされていくと思うんですけど、またそのゴミ袋が上がるということと、これだけごみ処理の焼却に対する費用がものすごく上がってるっていうことをやっぱり一般の市民の方にも当然理解をしていただかなきゃいけないと思ってます。

当然広報等で周知されると思うんですけども、その辺りについてお考えがあればよろしくお願いします。

○三好環境衛生課係長

先ほどの源委員の御指摘のとおり、来年度予算かなり大幅増額という形となっております。やはりこれに関しましては、単価のほうが２万8000円から 4 万 3800 円、このように上がるということがかなり大きくなっております。

また、今年度補正予算のほうで計上させていただきました、令和５年度の過不足金、これの分の令和６年度分、これに関しまして当初予算のほうで計上しておりますので、そちらの分も含めてかなり上がるという形になっております。

ただやはりこれらの金額となっておりますので、今後、広報とホームページこういったものを使って、十分に住民の皆様には周知させていただいて御理解いただければと考えております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

歳入についてお伺いいたします。歳入の衛生センター使用料なんですけれども、予想量が年間1万2400トンということになっとると思うんですけれども、それで、昨年に比べたら138万円増えるというようなことだと思うんですけれども、以前私が一般質問をしたときに、今後は、公共下水などにつないでいって、ちょっと減らしていくみたいなことを聞いてたんですけれども、これはどういうことで増えているのかお伺いいたします。

○紀伊野課長補佐

この分、今年度決算にも増額が出るんですけど、公共施設の汲み取りをしておかなければいけなかったものを、公共施設だけでなく各家庭についても、法的に汲み取りしておかなければいけなかった分ができてないということで、こちらのほうの汲み取りが今年度、来年度と増える予定となっております。その分による増額を見込んでおります。

○加藤委員

もう少し細かく、ちょっと分かりにくいので教えてください。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午前10時43分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前10時45分）

○紀伊野課長補佐

浄化槽組合について上下水道課のほうから指導しまして、法的に1年に1回の汲み取りが必要ということで、合併浄化槽のし尿の分の増によるものです。

○中村委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですのでこれで審査を終結いたします。

採決に移ります。

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち、環境衛生課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって当委員会としては、環境衛生課所管分について可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午前10時45分）

【健康づくり推進課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午前11時01分）

次に、議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」のうち、健康づくり推進課所管分について、担当課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

議案第40号「令和7年度西予市一般会計予算」の健康づくり推進課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず初めに歳出について御説明いたします。事前に説明資料を配信しておりますので、そちらもあわせて御確認をお願いいたします。詳細の説明は主立った事業のみとさせていただきます。

それでは、予算書の98ページから100ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億3319万1000円のうち、当課に係る予算額は1160万8000円で、職員給与費を除く4事業を所管しております。保健衛生総務費の前年度当初予算に対し、今年度は421万8000円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、産休代替職員としての会計年度任用職員給与費の減額によるものでございます。

続きまして、100ページから101ページを御覧ください。

2目予防費、本年度予算額1億6459万2000円を計上しております。前年度比1261万1000円の増額となっております。

まず、予防接種事業でありますが1億2112万7000円を計上しております。前年度と比較しまして2237万円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種が、定期接種に移行しましたので、予防接種委託料を計上するものでございます。また、令和7年度から新たに高齢者の帯状疱疹ワクチンの接種が開始されます。その費用も計上しており

ます。定期予防接種については、ここ数年間の実績に基づき精査し、より現状に即した予算としております。

次に、がん検診等事業ですが 4057 万 7000 円を計上しております。前年度比 952 万 9000 円の減額となっております。検診委託料についてはここ数年間の検診実績を勘案し、精査して計上しております。また、検診機関の委託料が値上げとなり、それに伴い、自己負担額を見直したため、減額となりました。がん検診の受診率は、昨年とほぼ同じ横ばいの傾向にあります。引き続き、令和７年度も積極的な受診勧奨を行い、少しでも受診率が上がるように進めてまいります。令和７年度から、がん患者へのアピアランスケアの助成を行います。内容は、ウィッグや補整下着等購入費用の２分の１、上限３万円を助成するものであります。

次に、健康づくり推進事業でありますが 288 万 8000 円を計上しております。前年度比 23 万円の減額となっております。事業内容としましては、特定健康診査やがん検診に含まれない健康診査、健康相談、健康教室、訪問指導等にかかる費用を計上しております。

続きまして 103 ページから 104 ページを御覧ください。

5 目精神衛生費でありますが、精神保健事業としまして 75 万 9000 円を計上しております。前年度比 1,000 円の減額となっております。令和７年度も県補助事業である、地域自殺対策強化事業補助金を有効に活用し、「第２次いのち支える西予市自殺対策計画」に基づき、心の悩み相談や、ゲートキーパー研修、また、各学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育等を実施してまいります。

続きまして、104 ページから 105 ページを御覧ください。

6 目母子衛生費でありますが、本年度予算額 5448 万円のうち、食育事業で 49 万 2000 円を計上しております。前年度比 5 万 4000 円の増額となっております。増額の主な理由としましては、食事摂取基準の改定に伴い、栄養計算ソフトのバージョンアップ費用としての手数料を計上するものであります。

次に、歳入につきましては、説明資料を事前に配信させていただいておりますので、歳入の説明書を御覧ください。左から歳入予算書ページ、款、項、目、節、細節、説明、当課予算額、充当先事務事業名、充当額、備考となっております。歳入についてはお目通しいただいたらと思います。当課の歳入合計は 451 万 4000 円となっております。

以上で議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」の健康づくり推進課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより審査に入ります。

質疑はございませんか。

○加藤委員

100 ページの予防接種事業について、今年度から帯状疱疹ワクチン接種が受けられるように 65 歳以上の方がなったということなんですけれども、65 歳、70 歳、75 歳というような形でやられるようなんですけれども、大体何人ぐらいを見込まれてるのかお聞きいたします。

○松本健康づくり推進課長

帯状疱疹ワクチンの予定の接種者数は 660 名程度を予定しております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔委員長交代〕

○中村委員

がん検診等の事業の中に、アピアランスケア、今年度新規ということがあったと思います。私一昨年の 12 月にこれについて一般質問しておりまして、そのときの答弁は、他市町の動向も見て検討するということでございました。少し時間がたったけれども今年度導入されるということで、非常にありがたいと思っています。上限３万円ということでしたけれども、大体何件ぐらいを見込んで立てられているのか教えていただいたらと思います。

○松本健康づくり推進課長

見込みのほうは、10 件分を予定しております。

○中村委員

中身なんですけれども、ウイッグとそれから補整具ですかね、その内訳というか、もう少し詳細に、どういった形で、２分の１で上限３万円だと思うんですが、そこをもう少し詳細な御説明いただいたらと思います。

○松本健康づくり推進課長

頭のほうはウイッグ本体ということですけど、その他の補正具として胸部補整具とか補整パット、補正下着とか、人工乳房とか、弾性着衣、弾性ストッキングとか、そういうのを予定しております。

〔委員長交代〕

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

―――――――

ただきます。まず、歳出から御説明をいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額 1 億 3999 万 7000 円のうち、職員給与費 1 億 1244 万円を除き、６事業で 2755 万 7000 円を予算計上いたしました。前年度より 1332 万円の増額となっております。主な理由といたしまして、戸籍事業の氏名のふりがなの法制化に関わる通知書の印刷費用と、発送に伴う郵券料の増額と、来年度よりマイナンバーカードの有効期限切れなどに伴う申請件数の急増に伴う更新作業に従事いただく会計年度任用職員１名の増員に伴う、人件費の増額でございます。これら費用に関しては、国庫補助の対象となるもので、10 分の 10 に相当する額が補助されるものです。事業の内訳といたしましては、住民基本台帳等庶務事業 54 万 1000 円、戸籍事業 1035 万 9000 円、旅券事業 19 万 4000 円、マイナンバーカード交付事業 170 万 6000 円、会計年度任用職員給与費マイナンバーカード交付事業分が 708 万 7000 円、会計年度任用職員給与費、住民基本台帳等、庶務事業分が 767 万円との６事業になります。

続きまして、予算書のほう、78 ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額 5 億 4676 万 6000 円のうち、市民課所管分は、80 ページの 27 節繰出金、国民健康保険特別会計事業、事業勘定繰出事業で 3 億 5769 万円を計上いたしました。昨年度より 86 万 2000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、被保険者数の減少による、保険基盤安定繰入金の減額によるものであります。この繰出金に関しましては、国民健康保険特別会計事業勘定で御説明をいたします。

続きまして、84 ページを御覧ください。

5 目国民年金事業費、本年度予算額 1012 万 8000 円を予算計上いたしました。前年度より 199 万円の減額でございます。主な理由としまして、職員給与費及び会計年度任用職員給与費の減額によるものでございます。

続きまして、87 ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目後期高齢者医療費、本年度予算額 9 億 4287 万円を予算計上いたしました。昨年度より 2321 万 5000 円の増額でございます。内訳といたしまして、後期高齢者医療事業 6 億 4180 万 3000 円で、昨年度より 2351 万 1000 円の増額となります。主な理由としまして、令和６年度実績見込等により、広域連合から示された負担金の増額によるものであります。後期高齢者医療費特別会計繰出事業 3 億 106 万 7000 円で、昨年度より 29 万 6000 円の減額となります。この繰り出し事業につきましては、後期高齢者医療特別会計で御説明させていただきます。

続きまして、飛びまして 98 ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額 3 億 3319 万 1000 円のうち、市民課所管分は、100 ページにあります 27 節の繰出金で、診療所勘定繰出事業で 4214 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 347 万 3000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、各診療所の患者数減少に伴う医療材料費の減少等に伴い、一般会計からの繰出金が減額となっております。この繰出金につきましては、診療施設勘定会計予算で御説明いたします。

次に、事前に配信させていただきました、令和７年度当初予算補足資料市民課分の１ページを御覧ください。

令和７年度当初予算歳入（特別財源）充当一覧表でございます。左から歳入予算書ページ、款、項、目、節、説明、金額、充当先事務事業、金額、備考となっております。歳入については、こちらの一覧表をお目通し願います。

以上で、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」の御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 42 号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計予算」につきまして、予算書及び補足資料に基づき、御説明申し上げます。

御手元に配信しております、令和７年度当初予算補足資料の３ページを御覧ください。

特別会計予算書のほうは、11 ページからになります。

歳出から補足資料３ページの右の表をもとに説明させていただきます。資料は、表の左から、通し番号、歳出科目、歳出概要、当初予算額、前年度予算額、比較、前年比の順に記載をしております。

まず初めに、通し番号①番総務費でございます。国民健康保険事業に関わる人件費、事務費等となります。5789 万 9000 円を計上いたしました。前

年度より 99 万 9000 円の増額となっております。増額の主な理由は、郵便料金の改定に伴う通信運搬費の増加、オンライン資格確認等に関するシステム運営負担金の増加などによるものでございます。予算書は 25 ページから 27 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費から 4 項の趣旨普及費までになります。

次に、表の②から⑪番の保険給付費です。一般被保険者分と、そのほかの給付となります。35 億 170 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 2590 万円の増額でございます。増額の主な理由は、高額療養費の増加によるものであります。各科目、前年度の実績等から推計して計上しております。予算書のほうは 27 ページから 29 ページ、2 款保険給付費、1 項療養諸費から、5 項葬祭諸費までになります。

次に、表の⑫から⑮番の国民健康保険事業納付金です。9 億 2617 万 3000 円を計上いたしました。国保制度改正による広域化に伴い、市町が支払う保険給付の給付費の一部を県が市町に交付するために、財源として県が市町から徴収するものでございます。県は、市町の提出する各種データから全体の保険給付費の見込を立て、所得水準や医療費水準を考慮した上で、市町ごとに納付金として必要な額を決定しております。予算書は 30 ページ、3 款国民健康保険事業納付金、1 項医療給付費分から 3 項介護納付金分になります。

次に表の⑯番保健事業費の医療費通知費です。363 万 9000 円を計上いたしました。医療費通知の郵便料及び医療費通知書作成委託料などとなっております。令和７年度においても、年６回医療費通知書を発送することとしております。予算書のほうは 31 ページ、5 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目医療費通知費になります。

次に⑰番の保健事業費の医療費適正化費です。426 万 8000 円を計上いたしました。医療費適正化に関わる、ジェネリック医療品の普及啓発、レセプト点検の共同処理委託料などとなっております。令和７年度においても、資格確認書等の更新時に、ジェネリック医療品希望シールを配布し普及啓発を図ります。また、レセプト点検における資格過誤処理及び資格給付エラー修正の対応を行うこととしております。予算書は 31 ページ、5 款保健事業費、1 項保健事業費、3 目医療費適正化費になります。

次に⑱番特定健康診査等事業費です。3631 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 44 万 3000 円の減額でございます。特定健診及び特定保健指導に関わる経費となります。予算書は 31 ページから 32 ページにわたります。2 項特定健康診査等事業費になります。

次に、表の⑳番基金積立金です。7482 万 4000 円を計上いたしました。財政調整基金の利子及び予算編成上で生じた歳入超過分について積立てを行うものです。予算書は 32 ページ、6 款基金積立金、1 項基金積立金になります。

次に、表の㉑番償還金及び還付加算金です。260 万を計上いたしました。交付金の精算に伴う超過交付分の返還、資格異動等に伴う国保税の還付を行うものです。予算書は、32 ページから 33 ページ、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金になります。

次に、㉒直診勘定繰出金です。159 万 6000 円を計上いたしました。僻地直営診療所、土居診療所の運営費に関わる財政支援として、特別調整交付金で交付されるものです。予算書は 33 ページ、7 款諸支出金、2 項繰出金になります。

続きまして表の㉔番予備費です。200 万円を計上いたしました。予算書は 33 ページの 8 款予備費、1 項予備費になります。

歳出合計は 46 億 1101 万 9000 円で、前年度より 5628 万 9000 円の減額となります。

次に、歳入の御説明をいたします。

補足資料３ページの左側の表になります。予算書のほうは 21 ページからになります。

まず初めに、通し番号①番国民健康保険税でございます。一般被保険者分 6 億 9293 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 1293 万 6000 円の減額でございます。保険税の算定につきましては、10 月末の調定をもとに、被保険者数及び収納率等を考慮して算出しております。予算書は 21 ページ、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税になります。

次に、⑤から⑩番県支出金です。国保制度改正による広域化に伴い、県より交付されるもので 35 億 5616 万 4000 円を計上いたしました。前年度より 2232 万 3000 円の増額でございます。普通交付金と特別交付金、保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金、特定健診等負担金でございます。予算書は、22 ページの 5 款県支出金、2 項県

補助金、4 目保険給付費等交付金になります。

次に、⑪から⑲番の一般会計繰入金です。3 億 5769 万円を計上いたしました。前年度より 86 万 2000 円の減額でございます。主な内容としまして、⑪番保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は 1 億 6424 万 1000 円を計上いたしました。前年度より 233 万 4000 円の増額でございます。⑫番保険基盤安定繰入金（保険者支援分）8442 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 482 万 2000 円の減額でございます。一般会計で、国と県の負担分を受入れ、市の負担金を含めた額を国保特別会計に繰り入れします。そのほかに、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化事業繰入金、その他一般会計繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金を一般会計から繰り入れることとしております。予算書のほうは、23 ページの 7 款繰入金、1 項他会計繰入金になります。

歳入予算合計は 46 億 1101 万 9000 円で、前年度より 5628 万 9000 円の減額となっております。当市の国民健康保険は、令和５年度決算においては、歳入不足分について財政調整基金を活用しました。現在財政調整基金残高は４億円を超える状況となっており、平成 30 年度に実施した国保税率改正以降は、比較的安定した財政状況で推移してきました。一方で、被保険者数の減少に伴う税収の減少が続いており、高齢化の進行や医療技術の高度化などに伴う保険給付費等の増加も予想されます。今後においても、財政調整基金を運用しながら、健全な運営に努めてまいります。

次に、診療施設勘定会計予算について御説明申し上げます。

予算書の 47 ページをお開きください。

予算書に基づき、歳出から御説明させていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 6117 万 4000 円を計上いたしました。前年度より 497 万 2000 円の減額でございます。減額の主な理由は、人件費の減少によるものでございます。

次に、48 ページから 49 ページを御覧ください。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医業費 2630 万 4000 円を計上いたしました。前年度より 302 万 9000 円の減額でございます。減額の主な理由は、各診療所の患者数の減少に伴う医薬材料費などの減少によるものでございます。

次に、5 款公債費、1 項公債費、1 目元金 1328 万円を計上いたしました。前年度より 2,000 円の増額となっております。同じく、2 目利子１万円を計上いたしました。周木診療所及び移動診療車導入に関わる地方債の償還利子によるものでございます。

次に、50 ページを御覧ください。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 15 万円を計上いたしました。

次に、歳入について御説明します。

45 ページをお開きください。

1 款診療収入、2 項外来収入、目の合計で 5372 万 3000 円を計上いたしました。前年度より 429 万 4000 円の減額でございます。減額の主な理由は、各診療所の患者数の減少に伴う診療収入の減少によるものでございます。

次に、2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目文書料 45 万 1000 円を計上いたしました。前年度より 8 万 4000 円の減額でございます。

次に、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4214 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 347 万 3000 円の減額でございます。減額の主な理由は、診療日の見直しによる人件費の減少、患者数の減少による医薬材料費の減少などに伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、46 ページを御覧ください。

4 款繰入金、2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金 159 万 6000 円を計上いたしました。前年度より 57 万 7000 円の減額でございます。土居診療所の僻地直営診療所運営費等補助金の繰入によるものでございます。

次に、6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入 300 万円を計上いたしました。前年度より 42 万 7000 円の増額でございます。各診療所の検査等収入でございます。

歳入歳出予算はそれぞれ 1 億 91 万 8000 円で、前年度より 800 万 1000 円の減額となっております。診療施設勘定会計予算については、配信しております、令和７年度当初予算補足資料の４ページに、それぞれの診療所ごとに内容を記載しております。あわせて御覧いただけたらと思います。

以上で、議案第 42 号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計予算」についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 43 号「令和７年度西予市

後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の 69 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明させていただきます。

まず歳出から御説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は 2678 万円予算計上いたしました。内訳といたしまして、一般管理費庶務事業 375 万 6000 円及び職員給与費 2302 万 4000 円でございます。前年度より 120 万の増額となっております。主な理由としまして、職員給与費の増額によるものでございます。

続きまして、2 項徴収費、1 目徴収費、後期高齢者医療保険料徴収事業、本年度予算 250 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 60 万 3000 円の増額となっております。増額の主な理由は、郵便料金の改定に伴う通信運搬費の増加によるものでございます。

続きまして、70 ページを御覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額 7 億 8571 万 4000 円を計上いたしました。前年度より 1286 万 6000 円の減額でございます。主な減額の理由といたしまして、被保険者の減による保険料の減収見込によるものでございます。

続きまして、3 款保健事業費、1 項後期高齢者健康診査事業費、1 目後期高齢者健康診査事業費、本年度予算 150 万 1000 円を予算計上いたしました。前年度から 1405 万 6000 円の減額でございます。主な要因は、令和６年度より後期高齢者特定健康負担金の支払い方法が変更となりました。従来、西予市が広域連合から受託し、西予市から国保連合会に支払いしていた負担金を、広域連合が直接国保連合会に支払う方法に変更となったことによる負担金の減額によるものでございます。

続きまして、71 ページを御覧ください。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 10 万円、合計で 110 万円を予算計上いたしました。所得の更正等で発生する過年度の保険料還付金、加算金を被保険者に還付するもので、過年度に遡るため計上するものでございます。

続きまして、5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度も前年度と同額の 12 万円を計上いたしました。

歳出合計 8 億 1772 万円で 2511 万 9000 円の減額となります。これで歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、67 ページを御覧ください。

歳入について御説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料 3 億 6957 万 5000 円、2 目普通徴収保険料 1 億 4565 万 3000 円、合計 5 億 1522 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 1040 万 2000 円の減額でございます。前年度から被保険者数の減によるものでございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、本年度予算額５万円を予算計上いたしました。

続きまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 5493 万 4000 円、2 目保険基盤安定繰入金 2 億 4613 万 3000 円、合計 3 億 106 万 7000 円を予算計上いたしました。前年度より 29 万 6000 円の減額でございます。主な理由としましては、被保険者数の減少により、保険基盤安定繰入金が減額しているためであります。

続きまして、68 ページを御覧ください。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 10 万円、合計 110 万円を予算計上いたしました。いずれも前年度と同額でございます。保険料の還付に関わる広域連合からの歳入になります。

続きまして、5 項受託事業収入、1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額 27 万 3000 円を予算計上いたしました。前年度より 1442 万 3000 円の減額でございます。健康診査事業費及び後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わる費用について、広域連合より交付されるものであります。健康診査負担金につきましては、前年度より広域連合が国保連合会に直接支払い等を実施することとなりましたので、西予市に対する広域連合からの受託事業が減ったことによるものでございます。

以上、歳入の御説明とさせていただきます。

歳入歳出予算それぞれ 8 億 1772 万円でございます。

以上で、議案第 43 号「令和７年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の御説明とさせていた

だきます。
以上、３議案よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。
○中村委員長
兵頭課長の説明は終わりました。
これより議案審査に入ります。
議案３件まとめて関連がございますので一括して質疑を行いたいと思います。
委員の皆様からの御質疑をちょうだいいたしたいと思います。よろしくお願いします。
○加藤委員
タブレットの３ページ、歳出なんですけれども、保険給付額の増額の理由が高額療養費の増額ということでありましたが、区分ですけれども、ある一定以上になれば払い戻されるということで、年収に応じてなんだと思うんですけど、どんな区分に現在なってるのか教えてください。
○兵頭市民課長
その件に関しまして係長のほうから説明させていただいたらと思います。
○中村委員長
暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 42 分）
○中村委員長
再開を告げる。（再開　午後１時 43 分）
○松田市民課係長
高額療養費の区分についてですが、70 歳未満の場合ですと所得に応じて、全部で５つの区分に分かれております。70 歳以上 75 歳未満の方の場合につきましては、所得の段階に応じまして大きく４つの区分に分かれております。その詳細につきましては、後日資料のほうを提出させていただけたらと思っております。
○中村委員長
では後日の資料提供ということでよろしくお願いします。
ほかに御質疑ございませんか。
○大森委員
マイナンバーカードについてちょっと御質問させていただきます。マイナンバーカードの、カードの取得や資格認定書の申請が困難な方もおられると思うんですが、それによって、無保険者となられた方がおられるのでしょうか。
○中村委員長
暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 45 分）
○中村委員長
再開を告げる。（再開　午後１時 46 分）
○兵頭市民課長
西予市で保険者となっているのが、後期高齢と国保に関してなんですけれども、マイナンバーを持っていない方には、資格確認書っていうのが自動で送付される、何もしなくても送付されますので、保険が無資格になるという方、保険証を持たれてない方、資格確認書を持たれてない方っていうのは、基本存在しないことになります。
○大森委員
マイナ保険証を持たない人全員に、当面の間資格確認書が発行されると。マイナ保険証を持たない人全員に申請なしで交付をして、それが最長５年間は、資格確認書が発行されるというようなことになっておりますが、障がい者や高齢者などマイナンバーカードの取得とか、資格確認書の申請が困難な方もおられたんでしょうか。つまり、困難な方でそのまま無保険者となった方がおられないということですか。
〔説明員から「はい」という声あり〕
○大森委員
分かりました。すいません、ありがとうございました。
○中村委員長
ほかに質疑はございませんか。
○源委員
特別会計予算書の 28 ページ、2 款 2 項高額療養費の高額療養費負担金、先ほど加藤委員の質疑もあったかと思いますが、昨年に比べて約５％、2500 万円ほど増になるという説明があったかと思います。この要因について、例えば高額療養費の対象者が増えたのか、もしくは１件当たりの金額が増えたのか、その辺りについて分かりましたら説明願います。
○兵頭市民課長
その件に関しましては、医療の高度化等もありまして、１件当たりの医療費が上がったということになっております。
○源委員
もう１点、同じく特別会計予算書の 31 ページ、5 款 1 項 3 目医療費適正化事業いわゆるジェネリックのこういうことで先ほど説明があったかと思います。ここの特別会計の中で、いわゆるジェネリックの使用割合、どの程度になってるか現状について教えていただければと思います。

○兵頭市民課長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 49 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 51 分）

○兵頭市民課長

手元にジェネリックの利用率あるのが令和５年度の数値しかないんですけれども、令和５年度で 80.2％ということになっております。一応うちのほうで土居診療所の数値が上がっておるんですが、土居診療所では 75％の薬をジェネリックのほうで対応しておるというふうに聞いております。

○源委員

ちょっと私の記憶が曖昧ではあるんですが、当初、４、５年ぐらい前に６割弱がジェネリックという状況だったかと思いますので、こういった通知とかによって、やっぱり医療費というのは年々どうしても高くなる傾向がありますので、行政の努力によっても８割近くまでいったのは非常にいいことかなというふうに思います。

最後に今の特会のもう１点、22 ページ歳入なんですけれども、ちょっとこれ教えていただければと思います。5 款の県支出金、2 項県補助金の交付金のうち、保険給付費等交付金（特別交付金）のうち１番上に保険者努力支援 1900 万円ってあるんですけれども、ちょっとこれの内容について、構わなければ教えていただければと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 52 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 54 分）

○兵頭市民課長

この件に関しまして、係長のほうから説明させていただきます。

○松田市民課係長

特別交付金の２号交付金取組評価分についてなんですが、保険者によります医療費適正化などの取組、また保険者機能の強化を促すような観点から、適正かつ客観的な指標に基づきまして、様々な取組に点数がついていまして、それを実施したものに対して点数に応じた交付金が給付されるということになっております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

タブレットの３ページの歳入についてでございます。国民健康保険税なんですけれども、令和７年度は、約 1200 万円の減ということになっていますが、これは人口減少によるものなのか、それとも所得に応じているものなので、所得が全体に下がれば保険税が下がると思うんですけど、どういうことでそのようになってるのかをお伺いいたします。

○兵頭市民課長

１番の原因は加入者数の減によるものでございます。

○加藤委員

年収が高くて、そこの家族が少ない場合は、かなり高くなると思うんですけれども、それでそういう方が国民健康保険ではなくて、社会保険と言いますか、そういうところに移られる方が増えているということですか。

○兵頭市民課長

まずは、団塊の世代というところがありまして、後期高齢者のほうに移動した人もありますが、全体の人口減少による国保の加入者の減というところが大きな要因です。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

各証明書の発行の現状についてお聞きします。センターができまして、センターの方で昨年度の実績がどれほどあって、本年度どのセンターでどれくらいの実績が見込まれているか、お聞きをいたします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 56 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 57 分）

○兵頭市民課長

酒井委員から御質問ありました件なんですが、その割合について今ちょっと把握出来ておりませんので、支所、センターと本庁、それぞれどういった割合で証明書の申請があったかというところの資料をまとめさせていただいて、後日提出させていただいたらと思います。

○酒井副委員長

なぜ聞いたかって言いますと、センター化しまして、やはり住民サイドの事務合理化も、本庁そして支所へ行かない形にするということで進めた

のが、どれぐらいの実態になってるかということを、知りたいわけでお聞きをいたしました。遠方になるほど多いのかなという感じはいたしておりますけれども、まず一つ挙げましたら、高山地区、宮野浦地区は、支所と別なところにありまして、センターにはほとんど事務処理が行きません。ほとんど明浜支所へ行きます。そういうとこがありまして田之浜がどれぐらいあったのか、そして端々がどれぐらいあったのか、その傾向をつかみながら、センターの機能というものを今後、市民課とは関係ないかもしれませんけれども、その事務処理がどれぐらい進んで、どれぐらい合理化されたかということを参考にしたいがためにお聞きいたしておりますので、後日お知らせしていただいたらと、かように思います。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

戸籍を受けるときに、最近、出生の子どもの名前が新聞などで難しいのが出ております。法務省からもその指摘があると思うんですが、それはどういうようにして受けているか、また最近難しい出生の名前が出たかどうかのことをお聞きをいたします。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 59 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 00 分）

○兵頭市民課長

この件に関しまして小野係長のほうから御説明させていただきます。

○小野市民課係長

出生時に出生届が出た場合、子どもの名前に使える漢字辞典というのがあるので、それで必ず確認させてもらって、保護者の方に確認しています。読み方に関しては、今のところは、もう御両親がつけた名前、読み仮名で登録させてもらっています。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

マイナンバーカードで受付するところが多くなっております。そして、薬局へ行きますと、もう一度通さなきゃ駄目なんですが、これは何とかなりませんでしょうかね。行くたんびに手帳を出すのと、ナンバーカードを入れて、また同じ機種じゃないもんですから、位置が全部違うもんですから、カードを入れる深さも全部違うんですよ。これを何とか薬局なんかで一元化できないもんでしょうかね。どうでしょう。

○兵頭市民課長

マイナンバーカード資格確認のことを言われとるんだと思うんですけど、メーカーが何社かあって、形が違います。それはもう、国のほうで何タイプか機種を選定した中で採用しているところがございまして、それは事業者さんが決定しているものですから、ちょっとこちらとしては、何とも言えないところなんですが、ただ顔認証のほうであれば、そんなに難しくないのかなというところがありますので、そちらのほうで、慣れてもらうっていうところもあると思うんですが、そういう状況でございます。

○酒井副委員長

前回までは何カ所かの医療機関で、マイナンバーカードで受付しないところがあったんですけれども、もう今西予市は、医療機関全部マイナンバーカードで受け付けるような実態になりましたか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 02 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 07 分）

○兵頭市民課長

本市の医療施設っていうのが 68 施設あります。医科と歯科と薬局。そのうち医科で 33 施設中 33 施設全て対応してます。歯科のほうは 16 施設あるんですが、15 施設対応してます。薬局のほうは 20 施設あって 20 カ所とも対応しておるというふうにホームページ上で確認しております。

○中村委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 08 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 10 分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

特にないようですので、これで質疑を終結といたします。

採決に移ります。

採決は１件ずつ行います。

まず、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」市民課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって当委員会としては、議案第 40 号市民課所管分について可決と決定いたしました。

続きまして、議案第 42 号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手多数であります。

よって議案第 42 号は、当委員会としては可決と決しました。

続きまして、議案第 43 号「令和７年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第 43 号は、当委員会としては、可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 11 分）

【子育て支援課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 58 分）

続いて、議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、子育て支援課所管分について審査を行います。

担当課の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計当初予算」のうち、子育て支援課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

歳入歳出につきましては、資料を御用意させていただいております。１番の歳入資料と２番の歳出の資料になります。歳入につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承ください。

それでは、歳出について御説明申し上げます。子育て支援課分 36 事業のうち、主要な事業を抜粋し説明させていただきます。

それでは、予算書 88 ページをお開きください。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の令和７年度予算額は６億 3119 万 3000 円でございます。前年度と比較しますと 8726 万円の増額となっております。

児童扶養手当支給事業について御説明いたします。予算額は１億 2045 万 9000 円でございます。この事業は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものでございます。対象の児童は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの、または 20 歳未満で政令に定める程度の障がいがあるものでございます。

続きまして、子ども医療費助成事業、予算額は１億 2928 万 2000 円でございます。全ての児童が安心して医療機関を受診できる環境整備及び保護者の子育てに係る経済的負担軽減を図るため、医療費の保険診療に係る自己負担分を全額助成するものでございます。令和５年度から対象事業を 18 歳までに拡充しております。

続きまして、認可保育所等管理支援事業、予算額は 5764 万 8000 円でございます。この事業は、保護者が安心して保育所に子どもを預けることができ、保育所等で安全で安心な保育の提供を行うための事業として、嘱託医報酬や保育所の遊具点検、障害児保育事業補助金のほか、民間施設への補助金、保育人材確保の対策として、保育士の負担軽減を図るために、民間施設が雇用した人件費の補助や、県内外に住む保育士の西予市への移住を促進するため、移住、引っ越しに要した費用等の補助などを計上させていただいております。また、えひめ人口減少対策総合交付金を活用した、西予市保育所等におけるおむつ等無償提供事業に係る経費も計上させていただいております。

続きまして、保育支援事業、予算額は 4330 万 7000 円でございます。この保育支援事業は、地域の実情に応じて、事業計画に従って実施するもので、国及び県子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、延長保育、一時預かり、病児保育事

業の実施に伴う経費に対し、委託料や補助金を交付するものでございます。委託料として、スマイル保育園病児保育事業に 1950 万 7000 円、補助金として、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を実施する民間事業者に対し 2355 万 7000 円を計上するものでございます。

次に、放課後児童健全育成事業、予算額は 7986 万 3000 円でございます。就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後児童館等を利用して、安心安全な環境の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業でございます。放課後児童クラブの運営については、国、県子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、市内９カ所の放課後児童クラブを運営する社会福祉法人等と、国基準額における業務委託料を計上しております。

次に、子育て支援センター事業の予算額は 2129 万 4000 円でございます。この事業は、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談と支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施により、地域全体で子育てを支援する基盤づくりと推進を目的としております。市内２カ所の民間子育て支援センター事業の委託料 2067 万 5000 円と妊婦から子育て世代とその家族への情報提供を目的とした、西予子育て応援ＬＩＮＥの配信にかかる経費 61 万 9000 円を計上しております。

続いて、児童虐待関連事業予算額は 39 万 6000 円でございます。これは、こども家庭センター関係の予算であり、消耗品費や通信運搬費、または周知啓発用に関する委託料を計上しております。

次に、結婚新生活支援事業、予算額は 1349 万 9000 円でございます。少子化の要因である未婚化、晩婚化に対する取組として、経済的理由で結婚に踏み切れない世帯を対象として、新生活に係る住宅費、引っ越し費用等について支援を行うものでございます。主な対象として、それぞれ所得制限はございますが、新規に婚姻した世帯で、夫婦共に 39 歳以下の世帯を対象として、予算の範囲内で最大 30 万円、夫婦共に 29 歳以下の世帯を対象として、予算の範囲内で最大 80 万円を支援するものでございます。

次に、子育て応援事業、予算額は 3405 万 9000 円でございます。この事業は、少子化対策の一環として、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境の整備を図るための、中学進学準備応援金事業 405 万円のほか、えひめ人口減少対策交付金を活用した出産世帯応援事業 1700 万円、出産世帯奨学金返還支援事業 400 万円について、対象年齢を撤廃し拡充いたします。多子世帯リフォーム等支援事業は 600 万円を計上いたしております。また、出産時に記念品としてお送りする木のおもちゃの予算につきましては 292 万 5000 円となり、森林環境譲与税が充てられております。

続きまして、91 ページを御覧ください。

2 目児童措置費でございます。令和７年度予算額は 15 億 9261 万 8000 円で、前年度と比較しますと 2 億 8284 万 3000 円増額となっております。主な事業について御説明いたします。

教育・保育給付費支給事業、予算額は 10 億 5787 万 8000 円でございます。この事業は、民間保育所、私立幼稚園、認定こども園及び地域型保育所に通う児童に係る教育保育に要する費用の額を給付費として施設に支給するものでございます。

続きまして、幼児教育・保育無料化事業、予算額 562 万 2000 円につきましては、認可外保育施設等及び預かり保育等の利用のうち、国の無償化対象に要する費用、第３子以降の副食費の減免に要する費用を計上しております。

続きまして、予算書 92 ページを御覧ください。

3 目母子福祉費でございます。令和７年度予算額は 2034 万 6000 円でございます。前年度と比較いたしますと 263 万円減額となっております。

ひとり親家庭医療費助成事業、予算額は 1902 万 6000 円でございます。この事業は、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進に寄与するとともに、経済的負担の軽減を図るため、所得税非課税世帯のひとり親家庭の親など、または、児童が医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担相当額を助成するものでございます。

次に、4 目保育所費の予算額は 4 億 8381 万 5000 円となり、前年度と比較しますと 7993 万 6000 円の増額となっております。

のむらこども園管理運営事業、予算額は 2155 万 4000 円となります。幼保連携型認定こども園開設による園児及び職員増に伴う経費が増額しております。

続きまして、104 ページを御覧ください。

6目母子衛生費の予算額は5448万円で、前年度と比較しまして299万3000円の減額となっております。

母子保健事業の予算額は4060万8000円でございます。妊産婦、乳幼児及びその家族の健康の保持増進のため、健康診査及び相談、教育事業、産後ケア事業、新生児への検査補助、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付、妊婦への支援給付を行うものです。

次に、不妊治療費等補助事業、予算額は1338万円となります。不妊治療や市外の医療機関に通院せざるを得ない夫婦のために、治療費及び交通費を補助することで、経済的及び心身の負担を軽減し、治療の継続及び安心安全な妊娠出産ができる環境を整えるものです。

続きまして、159ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2項事務局費、予算額は2億5851万8000円のうち、子育て支援課分334万9000円でございます。資料のほうの３番こども家庭センターの関係資料の２ページを御覧ください。西予市教育支援教室「どこまな」案という資料を見ていただけたらと思っております。新しい事業として、令和７年度から教育支援教室事業として、予算額が48万6000円となります。「どこまな」とは、どこでも学べるというものを略したものになります。教育支援教室開設準備に伴う経費として、消耗品費、使用料、通信運搬費となります。

続いて、先ほどの資料の１ページにお戻りください。７年度からのこども家庭センターの体制について、資料をつけております。変わるところを御説明させていただきます。丸円の左の下のほうに、福祉課から移行と書いておりますが、障がい児の支援事業がこども家庭センターのほうに移行となります。それから、真ん中ほどの学校教育課から移行する適応指導サポートリーダー事業というものが、これもこども家庭センターに移行されます。もう一つ、学校教育課とこども家庭センターで兼務という形で、発達支援コーディネーターの方もかかわりが深めていくようになります。それと、１番右の下のところにＮＥＷと書いてあるものが、２囲みありますが、新しい事業として、不登校に関する支援と、教育支援教室の開設のことを書いております。業務を拡大しまして、これまで以上に子育て支援の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上、議案第40号「令和７年度西予市一般会計予算」子育て支援課所管分についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

末盛課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○酒井副委員長

教育支援員教室「どこまな」、不登校に関する支援が新しく７年度から入るわけでございますけども、この辺りをもう少し詳しく説明していただけますか。

○末盛子育て支援課長

西予市教育支援教室の「どこまな」について、御説明をさせていただきます。資料をもとに御説明させていただけたらと思っております。場所は、図書交流館まなびあんのほうに予定をしております。開催日は、火、水、木、金の４日間、活動時間は午前９時半から午後３時30分で、活用内容は、学習支援だったり、読書だったり、スポーツだったりということを現在計画しております。協力体制といたしましては、こども家庭センターだけではなくて、学校教育課の職員の方をはじめ、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーの方、学校関係者、適応サポートリーダーでボランティアのサポーターの方を予定しております。活動内容につきましては、不登校の保護者の方の会の実施や不登校に関する研修会の実施なども、開催を予定しております。スケジュールにつきましては、４月に入りまして、視察や環境整備要綱の整理、学校関係の周知や、各保護者の皆様に周知をしたりっていうふうに進めていきたいと思っております。現在は案として、今これを作成しておりますので、多少準備の中で早くなったり、ちょっと遅れるものもあるかと思いますが、なるべく早く準備が整って、不登校対策の一つとして進めていければいいと思っております。

○酒井副委員長

協力体制の人数と、それから、ハードの部分の部屋とか、そして、そういうものを構えられるような予定でございますか。

○末盛子育て支援課長

学校の関係の職員の方と、ここに雇用するとい

う方を１名予定しておりますので、そのように計画しております。あとは、うちのこども家庭センターのこども家庭支援員なども含めて、学校との関わりがすごく大事になってくると思うので、その辺のボランティアの方も、お声がけいただいたりしながら、やっていこうと思っております。備品関係につきましては、部屋としては、今現在のところは小さい会議室のような所を予定させていただいております。人数によったら間に合わなくなるなっていうのは想定をさせていただいておりますが、まずは取りかかりのお部屋として、まなびあんの一室の会議室を予定させていただいております。例えば、そこにかかる携帯の本体だとか、通信料とか、コピー代とか、ちょっとした備品関係のものの予算として 48 万 6000 円を上げさせていただいております。また、必要なものに関しては、予算要求も含めて考えていかないといけないと思っております。

○酒井副委員長

不登校の教育とか学校の先生たちの職務の軽減になるとは思うんですけども、逆に言ったら家庭センターが、それだけの責任運用になると思うんですよ。特に、不登校の相談とか、そういうことをやるとしたら、それだけのスタッフ、それだけの能力のある指導ができる人が来るという解釈でよろしいわけですか。

○末盛子育て支援課長

状況といたしましては、今のこども家庭センターの中に、先ほどの障がい部門が来たり、相談支援関係の職員としては増えていくと思っておりますが、最初から資格を持った、きちっとそういう方だとか、心理士は学校教育課の方にいらっしゃるのでそこの協力も得ながらやっていくような形で、どういう方をどういうことをしてっていう本当に具体的な話については、準備も含めて７年度からさせていただきたいし、こっちに来たからといって、教育委員会とのかかわりがなくなったら元も子もないので、そこは上手に連携をとりながら進めていけたらいいなと思っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

私も不登校児童の一般質問をさせていただいたときに、前は教育委員会のほうでということだったんですけれども、今回こども家庭センターのほうでっていうのは分かるんですが、この９月から教育支援教室「どこまな」をスタートされるわけなんですけれども、不登校の子がここへ出席した場合ですよね、場合によっては、学校に出なくてもここに出れば出席を認めるというようなことを一般質問のときに谷口教育長がおっしゃってたことがあったんですが、その辺についてお伺いいたします。

○末盛子育て支援課長

今回の件でいろいろと教育委員会からも教えていただきながら聞いたところなんですが、出席しなくても、違うところの場所ですると出席扱いになるっていうのは勝手にはできないんですけど、学校とのやりとりの中で、できると聞いておりますし、この「どこまな」の場所が、出席になるっていうところはもう１番大事なところだと思うので、それを進めていきたいと思っております。

○加藤委員

進めていくということは、まだはっきりと、そういうことでは分からないというような認識でよろしいんでしょうか。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

この教育支援教室というところと、学校との連携が必ず必要になります。学校のほうで、この教室に通うことで、出席扱いにできるというふうに認めていただければ、出席ということになります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

36 事業あって、子育て支援課の業務ってのが非常に大きくなっているんですけども、スタッフの配分とか事業ごとの責任者っていうものは決めてあるんですか。

○末盛子育て支援課長

まずは課の中に、給付支援係、幼児保育係が２つあります。それとは別にこども家庭センターっていうところで、イメージ的には３グループあるようなイメージで仕事を回しております。いろんな結婚だとか子どもだとか申請に関するものは各担当がおります。担当についているのが係長なので、そこに補佐が現在は２人おりますので、そこを含めて協議をして、私も含めて進めていっているというところなので、事業ごとに各担当はおります。

○酒井副委員長

ここしばらく非常に子育てのボリュームが、36 事業につきましても非常に事業が全部というわけじゃないけど多くなって、ほかのところよりも入ってきてるんですが、このあたりは、庁舎内の協議とか、そして意思疎通なんかはできとるんですか。これは部長に聞いたほうがいいかもしれませんけど。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

当然のことながら、組織検討委員会等々で議論を重ねまして、事業を行うようにしておりますので、今度令和７年度からこども家庭センターの事業を拡充していく、このあたりについても、教育委員会と何回も議論を重ねて強い連携の中で進めていこうということで、話合いができております。

○酒井副委員長

県下でも出生率が非常に高いのが西予市だということになっておりますけれども、1.66 人だと思うんですよ、昨年度。この原因ってのは、あるところは聞いたんですけれども、改めて子育て支援課のほうに分析をされてたら、実績とそれをお聞きしておきます。

○末盛子育て支援課長

今ほど言われたのが合計特殊出生率という数字になります。出生率っていうのが、ある１年の 15 歳から 49 歳、一生の間に産む子どもの数として計算をされたものになっております。愛媛県下の中で、おっしゃられたように西予市は 30 年から４年の平均をとった数字、1.64 人という数字が出ております。なので、出生数というよりも、西予市に住んでもらう方は、子どもが産みやすい環境で、１人が産む子どもの人数としては増えてるっていう認識でおります。なので、一時的にこられても、出られている方もあったりもするんですが、住みやすい西予市に、ずっと住んでもらえるような西予市になったらいいなと思っております。

○酒井副委員長

この 1.64 人というのは、愛媛県の中でも何番目ぐらいになるんですか。

○末盛子育て支援課長

愛媛県の中では１番高い数字になっております。1.64 人です。これが平成 30 年から令和４年の平均をとったもの、資料が厚生労働省のほうから発表されておりまして、その数字となっております。

〔委員長交代〕

○中村委員

１点、子ども医療費助成事業というものと、ひとり親家庭医療費助成事業というものが２つ走っていまして、先ほどの説明だと、ひとり親家庭についても子ども医療費も助成みたいなことがありましたが、子ども医療費助成事業では全ての 18 歳以下の子どもに対して、自己負担分を助成するということだと思うんです。ここのところのすみ分けはどうなってるんでしょうか。

○酒井副委員長

暫時休憩を告げる（休憩　午後３時 30 分）

○酒井副委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 33 分）

○末盛子育て支援課長

今の質問の御回答に関しまして佐々木係長のほうから答弁させていただきます。

○佐々木子育て支援課係長

子ども医療に該当する方のうち、ひとり親家庭医療の該当になる方については、一定の条件の中で、ひとり親家庭医療のほうの該当になられます。後で細かい資料のほうを提出させていただいたらと思います。

〔委員長交代〕

○中村委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○加藤委員

歳出についてお伺いいたします。児童扶養手当支給事業なんですけれども、令和２年度から令和５年度にかけて人数が減っておりますが、理由を教えてください。

○末盛子育て支援課長

人数については減っておりますが、主な要因としては単純に人口減少が進んだっていうのもありますが、児童扶養手当でひとり親の方も、自分で独立するというか、ある程度所得のほうが上がってきているっていうところもあると分析しております。

○加藤委員

その所得について教えてください。幾らになれば外れるとかいうのが決まってるんじゃないかと思うんですけれども、そこを教えてください。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 35 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 38 分）

○末盛子育て支援課長

児童扶養手当に関してですが、所得に応じて全額支給される方と、一部支給される方が、段階的に金額が変わってまいります。全額支給される方の場合で、仮に扶養親族の数が２人の方でお答えしますと、所得で 145 万円までは全額支給されます。そのあと、所得が 284 万円の方までが一部支給となりまして支給をさせていただいております。

○加藤委員

確認させてください。今の２人の例えの時ですけれども、２人ならば全額は 145 万円まで、一部になるのは 284 万円までということであれば、それ以上になれば、完全に外れるということでよろしいんでしょうか。

○末盛子育て支援課長

それであっております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○酒井副委員長

子育て支援課が組織的にも大きく、事務量も多くなってくるんですが、市民の方が庁舎のほうへ相談に来たときに、どのような体制でどのようにするのか。そして受付がしっかりと指示ができるような体制にしなきゃいけないと、こういうふうに思いますけれども、それの受け答えができる体制が整えられておりますか。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

令和７年４月からは、子育てに関する御相談は全てこども家庭センターに来ていただければ、そちらで全てお受けいたしまして、もし違う担当、例えば福祉課のほうに担当がいるということであれば、福祉課からこども家庭センターのほうへ職員が参りまして対応させていただきたいと思っております。相談にこられる方によっては、いろいろな分野にまたがるケースがあると思いますが、市民の皆様が窓口に来ていただければ、担当者が入れ替わって御説明ができるように、また連携ができるように整えていきたいと思っておりますし、そのような窓口を目指しております。

○酒井副委員長

ハードの部分を先ほどちょっと聞いたんですけれども、教育委員会とか、そういう兼ね合いの方が移動するとか、そして部屋が変わるとか、そういうことについての説明がありましたらひとつお願いします。

○末盛子育て支援課長

７年度からを目指しまして、現在、今２階に子育て支援課があります。その隣に、密接に関わる教育委員会が移動の準備を今現在進めておるところでございます。市民にとって見ると、１カ所のところで話が終わるというところを目指したいところであるので、そこは今まで棟が変わっていたところを、同じフロアの中で聞いたりすることができるので、うまくいくようになるのではないかなと思っております。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

拡充されるそのセンターについてもう１点お伺いしたいんですが、本庁に関しては２階へ行けば全て終わると。例えば、宇和町だけではないんで、支所とかそういったとこでどのような形で相談が来た場合に対応されるのか、その辺りについて教えていただきます。

○末盛子育て支援課長

支所の業務につきましては、大体の受付の業務をしてもらっております。その中で来られた場合に、担当者なりから電話がかかってくるケースもあるし、タブレットの中で、支所とのやりとりで相談をするっていうこともあると思います。言い足りなくならないように気をつけて、サービスの面については、進めていかないといけないなっていうのは思っております。

○源委員

相談業務についてはそういった形できるかなと思うんですが、具体的な手続等が発生した場合にどのように対応されるんでしょうか。

○末盛子育て支援課長

手続に関しては申請書だとかそれに添付される戸籍謄本が要るとか、様々なものがあったりしますので、それはこちらから、こういうものが要りますというやりとりは職員間でさせていただいて、その申請書については受付印を押した後に、逓送便が毎日ありますので、実際の紙が上がってきて、あとやりとりをしていくという流れになります。

○中村委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

以上で質疑を終結といたします。

採決に移ります。

議案第 40 号「令和７年度西予市一般会計予算」のうち、子育て支援課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 40 号子育て支援課分につきましては、当委員会では、可決と決しました。

本日はこれにて散会といたします。

散会　午後３時 45 分

西予市議会委員会条例第30条第１項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長　　中村　一雅